

# 令和7年度交野市外出支援制度のご案内

年度ごとに申請が必要です(1年度につき1回)

## 制度の対象者



- (a) 70歳以上の方
  - (b) 65～69歳で、軽度障がい者手帳を所持している方  
(身体障害者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級)
  - (c) 中重度障がい者手帳を所持している方(年齢制限なし)  
(身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級)
- ※ 同行援護・行動援護・移動支援の支給決定を受けている人は本人と支援者1名分を補助します。  
【申請時、支給決定を受けていることが確認できる書類を提示してください】②タクシーチケットの支給は除く



- (d) 介護保険の要介護3～5の認定を受けている方
- (e) 下記の障がい者手帳をお持ちの方
  - (一) 身体障害者手帳 1・2級 ※障がいの部位による制限はありません
  - (二) 療育手帳A
  - (三) 精神障害者保健福祉手帳1級

## ①～③のいずれかひとつを選択してください。

### ① おりひめバス乗車券の支給

- おりひめバスで利用可能な乗車券を支給します **【有効期限: 令和8年3月31日】**

4,600円分を下記のとおり支給  
一般運賃の方は200円券×23枚、障がい者運賃の方は100円券×46枚を支給

16,000円を下記のとおり支給  
一般運賃の方は200円券×80枚、障がい者運賃の方は100円券×160枚を支給

- 窓口申請の場合は、その場で交付します。郵送申請の場合は1週間以内に送付します。

#### 必要書類

身分証明書(郵送申請時は不要)、委任状(代理申請時)、 の場合は介護保険被保険者証(※)、もしくは障がい者手帳(※) ※は郵送申請時は不要

### ② タクシーチケットの支給

- タクシー利用券を支給します **【有効期限: 令和8年3月31日】**

4,500円分を支給(500円券を9枚)

16,500円分を支給(500円券を33枚)

- 窓口申請の場合は、その場で交付します。郵送申請の場合は1週間以内に送付します。
- チケットを利用できるタクシー事業者は、交野市と協定を結んでいる事業者に限ります。

#### 必要書類

身分証明書(郵送申請時は不要)、委任状(代理申請時)、 の場合は介護保険被保険者証(※)、もしくは障がい者手帳(※) ※は郵送申請時は不要

★妊婦タクシーチケットについては、令和7年4月1日より、交野市健やか部こども家庭室にて発行します。

★寺・神宮寺・東倉治・森南巡回バスについては、これまでの乗車証交付ではなく、おりひめバスとして有料での運行となります。

【問い合わせ先: 交野市都市まちづくり部都市まちづくり課】

おりひめバスの  
乗り方基礎知識

定期券購入方法  
について

① 交野市  
中部ルート

② 交野市  
東部ルート

③ 北部  
巡回ルート

④ 星田駅  
モンスター  
星田往復ルート

⑤ 星田駅  
南星台  
循環ルート(平日)

⑥ 星田駅  
南星台  
循環ルート  
(土曜・日曜・祝日)

⑦ 交野市  
駅南星台  
循環ルート

令和7年度  
交野市  
外出支援  
制度の  
ご案内

### ③ 交通系ICカードを利用して乗車したおりひめバス等の運賃補助(口座振込)

- 交通系ICカードを使って乗車したバス等の運賃を4,600円を上限に補助します。  
※おりひめバスでのICカードの利用に関しては6月以降となります。
- 本人名義(※)の口座への入金により支給します。※未成年の方に限り保護者名義の口座も可
- 補助対象となる乗車期間は**令和7年4月1日～令和8年3月31日**です。
- 申請には、ICOCA・PiTaPa等の利用明細が必要です。【明細の発行方法は下図参照】  
△同行援護・行動援護・移動支援等の支援者も利用明細が必要です。
- 申請後、約1カ月後に入金します。

#### 必要書類

ICカード利用明細【必須】、身分証明書(※)、ICカード(※)、入金口座の通帳(※)、委任状(代理申請時) ※については郵送申請時は不要

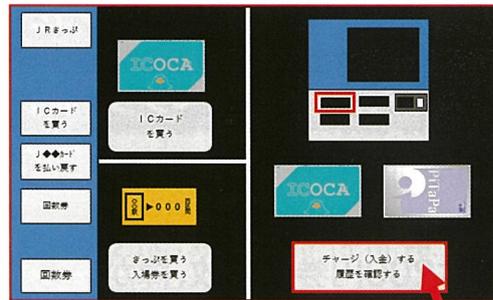
- 運賃補助は2回に分けて申請できます(例:1回目3,000円、2回目1,600円)3回目不可
- 駅の券売機で発行できる利用明細は最新20件です
- また乗車履歴は乗車日から半年で出力できなくなります。
- 電車の利用も可能(4月以降の利用分から申請可)
- 対象者はP.25の

#### 交通系ICカード利用明細の発行方法

交通系ICカードの利用明細は、JR・京阪電鉄等の券売機で発行できます。

#### ご注意ください

駅の券売機で発行できる利用明細は物販・入金も含めて最新20件です。また、乗車履歴は乗車日から半年で出力できなくなります。こまめな発行をおすすめします。



#### 利用明細 見本

月日	種別	利用駅	金額
0706	入場	北新地	2816
0706	入場	河原町	2646
0707	入場	河原町	2466
0722	入場	河原町	2246
0823	入場	河原町	2066
1003	入場	河原町	1846
1004	入場	河原町	1726
1006	入場	河原町	1540
1028	入場	河原町	109
1028	入場	河原町	2108
1028	入場	河原町	1958
1028	入場	河原町	716
1104	入場	河原町	566
1104	入場	河原町	1566
1104	入場	河原町	1346
1104	入場	河原町	1136
1104	入場	河原町	326
1118	入場	河原町	706
1128	入場	河原町	350
1128	入場	河原町	170

画面中「履歴を確認する」ボタンから進んでください

#### 郵送申請の方法

- ◆申請書を市内各所(下記)に設置していますので、必要書類を添えてお送りください。  
※郵送申請の場合、身分証明書等の同封(または写しの同封)は必要ありません。
- ◆送信封筒(切手不要)も置いてありますのでご利用ください。

申請書類設置場所 ■市役所本庁(本館受付横) ■青年の家 ■保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)  
■倉治図書館 ■フレンドマート交野店 ■星田会館市民サービスコーナー  
■地域の自治会館等(申請書類を設置している自治会館等は下記サイトでご確認ください)

- ◆申請書は下記サイトからもダウンロードできます。

検索 交野市 外出支援

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020032700080/>

申請書の郵送先 〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 交野市 福祉総務課



#### 申請窓口

場所:保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)1階ロビー(玄関入って右手)  
時間:平日午前9時~午後5時

#### 問合せ先

交野市 福祉部 福祉総務課  
電話:072-893-6400(代表) ※4月21日以降 072-893-6402(直通)  
所在地:〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 保健福祉総合センター1階